

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年三月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月十五日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

羽生外野栗橋線	路線名
羽生市大字桑崎三九二番一地从先から 同市大字本川俣七五〇番一地从先まで	供用開始の区間
令和六年三月十六日 (午前十時)	供用開始の期日
令和五年九月八日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示 第二十八号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一八七一・四四メートル	備考